

福 介 護 第 3 0 5 号
2021 年（令和 3 年）8 月 3 日

指定認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

認知症対応型共同生活介護における運営推進会議を活用した評価の実施について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

従来、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、自己評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、改善を図ることが義務付けられています。

この度、2021 年度（令和 3 年度）の条例及び広島県地域密着型サービス外部評価実施要綱（以下「県要綱」という。）等の改正により、運営推進会議を活用した評価との選択が可能となりました。

については、各事業所において、本通知及び関係法令・通知等を御確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、2020 年（令和 2 年）2 月 28 日付け福介護第 563 号通知のとおり、2020 年（令和 2 年）3 月から、市職員の運営推進会議等への出務を見合わせていますが、出務を再開する際は別途周知しますので、御承知おきください。

1 送付物一覧

①外部の者による評価に係るもの

- ・①-1 県要綱
- ・①-2 介護保険最新情報 Vol. 953 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4)
(問 27 を参照してください)
- ・①-3 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）令和 3 年度制度改正分（新旧対照表）

②運営推進会議を活用した評価に係るもの

- ・②-1-1 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号）平成 27 年発出分
- ・②-1-2 令和 3 年度制度改正分（新旧対照表）
- ・②-1-3 別紙 2 の 2（自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール）
- ・②-2 別紙「介護・医療連携推進会議、運営推進会議において実施される評価の取組みについて」

2 認知症対応型共同生活介護における外部の者による評価等の実施について

①外部の者による評価について

- ・従前どおり外部の者による評価を行った場合の運用は県要綱を御確認下さい。
- ・令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (問27) のとおり、運営推進会議を活用した評価を行って外部の者による評価を受けたとみなした場合、地域密着型サービス外部評価実施回数の特例の要件である、「過去に外部評価を5年以上継続して実施していること」の継続年数に算入できませんので御留意ください。

②運営推進会議を活用した評価について

- ・運営推進会議を活用した評価を行う場合は、外部の者による評価を行う場合の様式等とは異なる様式等を用いることとなります。
- ・評価・意見を受けるにあたっての取扱い及び評価に係る項目の参考例等は厚生労働省通知(平成27年3月27日付け老振発第0327第4号, 老老発第0327第1号)に示されています。また、当該通知に係る本市における留意事項は別紙のとおりです。これらを踏まえ会議が円滑に実施されるよう御承知ください。

3 根拠条例

福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第118条

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

問合せ先：福山市 介護保険課 事業者指導担当（電話：084-928-1232）